

発行登録追補目論見書

2026 年 3 月

T r y & D i s c o v e r 債

株式会社 T & D ホールディングス

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 6－関東1－4

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年3月2日

【会社名】 株式会社T＆Dホールディングス

【英訳名】 T&D Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 森山 昌彦

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋二丁目7番1号

【電話番号】 03-3272-6118

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員 永井 穂高

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目7番1号

【電話番号】 03-3272-6118

【事務連絡者氏名】 財務戦略部長 深井 敦史

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 10,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2024年8月28日
効力発生日	2024年9月5日
有効期限	2026年9月4日
発行登録番号	6－関東1
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 300,000百万円

【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
6－関東1－1	2024年12月6日	10,000百万円	－	－
6－関東1－2	2024年12月6日	20,000百万円	－	－
6－関東1－3	2025年8月29日	94,000百万円	－	－
実績合計額（円）		124,000百万円 (124,000百万円)	減額総額（円）	なし

（注）実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）

176,000百万円
(176,000百万円)

（注）残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）

－円

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

目 次

	頁
第一部 【証券情報】	1
第1 【募集要項】	1
1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】	1
2 【社債の引受け及び社債管理の委託】	5
3 【新規発行による手取金の使途】	5
第2 【売出要項】	5
第3 【第三者割当の場合の特記事項】	5
第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】	6
第三部 【参照情報】	7
第1 【参照書類】	7
第2 【参照書類の補完情報】	8
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】	17
第四部 【保証会社等の情報】	18
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	19
事業内容の概要および主要な経営指標等の推移	20

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	株式会社T & Dホールディングス第7回無担保社債（社債期限 定同順位特約付）
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額(円)	10,000百万円
各社債の金額(円)	金10万円
発行価額の総額(円)	10,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年1.897%
利払日	毎年3月12日及び9月12日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日（以下、「償還期日」という。）までこれをつけ、2026年9月12日を第1回の利息を支払うべき日（以下、「支払期日」という。）としてその日までの分を支払い、その後毎年3月12日及び9月12日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。 (2) 支払期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。 (4) 償還期日後は、利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記「（注）12. 元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2031年3月12日
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2031年3月12日にその総額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記「（注）12. 元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集

申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2026年3月3日から2026年3月11日まで
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2026年3月12日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	1. 担保提供制限 (1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、又は当社が国内で今後発行する他の社債に担保権を設定する場合には、本社債のために担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。 (2) 本項第(1)号に基づき設定した担保権が本社債を担保するに十分でない場合、当社は本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する。 2. 担保提供制限の例外 当社が、合併又は会社法第2条第29号に定める吸収分割により、担保権の設定されている吸収合併消滅会社又は吸収分割会社が国内で発行した社債を承継する場合は、本欄第1項は適用されない。
財務上の特約(その他の条項)	担保付社債への切換 (1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本社債のために担保付社債信託法に基づき、社債管理者が適当と認める担保権を設定することができる。 (2) 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項又は本欄第(1)号により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。 (3) 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項又は本欄第(1)号により本社債のために担保権を設定した場合、以後、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項及び別記(注)5(2)号は適用されない。

(注) 1 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所（以下、「JCR」という。）からAA（ダブルA）の信用格付を2026年3月2日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

2 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社債等振替法」という。）第66条第2号の規定に基づき、社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に規定される場合を除き、社債券を発行することができない。

3 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を喪失する。ただし別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項又は別記「財務上の特約(その他の条項)」欄第(1)号により当社が

本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定したときには、本（注）3（3）号に該当しても期限の利益を失わない。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合は、本（注）9に定める方法により本社債の社債権者にその旨を直ちに通知する。

- （1）当社が、別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。
- （2）当社が、別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。
- （3）当社が、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項の規定に違背したとき。
- （4）当社が、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第（2）号、本（注）4、本（注）5、本（注）6及び本（注）9の規定に違背し、社債管理者の指定する1か月を下回らない期間内にその履行又は補正をしないとき。
- （5）当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- （6）当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- （7）当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- （8）当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算の開始命令を受け、又は解散（合併の場合を除く。）したとき。
- （9）当社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押え若しくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、又は滞納処分を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じ、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認めたとき。

4 定期報告

- （1）当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算、剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当社が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。ただし、当該通知については、当社が本（注）4（2）号に定める書類の提出を行った場合は当該通知を省略することができる。
- （2）当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書、半期報告書、確認書、内部統制報告書、臨時報告書並びにそれら添付書類及び訂正報告書について、金融商品取引法第27条の30の3に基づき電子開示手続の方法により提出を行う。なお本社債発行後に金融商品取引法（関連法令を含む。）の改正が行われた場合、改正後の金融商品取引法に従って開示手続を行うものとする。

5 社債管理者への通知

- （1）当社は、本社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたとき並びに変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿にその旨の記載を行い、書面によりこれを社債管理者に通知する。
- （2）当社は、当社が国内で既に発行した、又は当社が国内で今後発行する他の社債に担保提供を行う場合には、あらかじめ書面によりその旨並びにその債務額及び担保物その他必要な事項を社債管理者に通知する。
- （3）当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。
 - ① 事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与しようとするとき。
 - ② 事業の全部又は重要な事業の一部を休止又は廃止しようとするとき。
 - ③ 資本金又は準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（いずれも会社法において定義され、又は定められるものをいう。）をしようとするとき。

6 社債管理者の調査権限

- （1）当社は、社債管理者が本社債権保全のために必要と認め請求した場合には、当社及び当社の連結子会社の事業、経理、帳簿書類等に関する資料又は報告書を提出しなければならない。また、同様の場合に、社債管理者は、当社の費用で自ら若しくは人を派して当社及び当社の連結子会社の事業、経理、帳簿書類等につき調査を行うことができる。社債管理者は、本社債の管理委託契約の定めるところに従い、その権限を行使し、又は義務を履行するために必要であると認めたときは、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、又は自らこれらにつき調査することができる。
- （2）本（注）6（1）号の場合で、社債管理者が当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、社債権者の利益保護に必要かつ合理的な範囲内でこれに協力する。

7 債権者保護手続における社債管理者の異議申述

会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。

8 社債管理者の辞任

(1) 社債管理者は、以下に定める場合その他の正当な事由がある場合には、社債管理者の事務を承継する者（事前に当社の承認を得た者に限る。）を定めて辞任することができる。

- ① 社債管理者と本社債の社債権者との間で利益が相反する又は利益が相反するおそれがある場合。
- ② 社債管理者が、社債管理者としての業務の全部又は重要な業務の一部を休止又は廃止しようとする場合。

(2) 本（注）8（1）号の場合には、当社並びに辞任及び承継する者は、遅滞なくかかる変更によって必要となる行為をしなければならない。

9 社債権者に通知する場合の公告

本社債に関して本社債権者に通知する場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行される各1種以上の新聞紙に掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。また、社債管理者が公告を行う場合は、法令所定の方法によるほか、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にもこれに掲載する。

10 社債権者集会

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に規定される種類をいう。）の社債（以下、「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は、当社又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本（注）9に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に規定される書面を社債管理者に提示したうえ、本種類の社債の社債権者集会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債管理者に提出して、当社に対し、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

11 発行代理人及び支払代理人

株式会社りそな銀行

12 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関が規定する業務規程その他の規則に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	3,000	1 引受人は、本社債の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金37.5銭とする。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	3,000	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	2,000	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,000	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号	500	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	500	
計	—	10,000	—

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	1 社債管理者は、本社債の管理を受託する。 2 本社債の管理手数料については、社債管理者に、期中において年間各社債の金額100円につき金1銭を支払うこととする。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
10,000	48	9,952

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額9,952百万円は、全額を2027年9月末までに当社連結子会社であるT&Dユナイテッドキャピタル株式会社への貸付金に充当する予定であり、T&Dユナイテッドキャピタル株式会社は、当該貸付金を、米カーライル社が運営するリミテッドパートナーシップである Carlyle FCA Re, L.P.（以下、「本ファンド」という。）への出資資金に充当し、本ファンドは、当該出資資金を、本ファンドの子会社であるFortitude Carlyle Asia Reinsurance Ltd.を通じ、当社グループの持分法適用関連会社であるパミュダ籍保険持株会社FGH Parent, L.P.の子会社が引受けた保険負債についてその一部を同子会社から引受ける為の資金及び当該引受に係る諸費用の一部に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第21期（自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日）2025年 6 月12日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

事業年度 第22期中（自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月30日）2025年11月20日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2026年 3 月 2 日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 及び第 9 号の 3 の規定に基づく臨時報告書を 2025年 6 月27日に関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2026年 3 月 2 日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の規定に基づく臨時報告書を2026年 2 月27日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類提出日（2026年3月2日）までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。以下の内容は、当該「事業等のリスク」に記載された内容に当該変更及び追加すべき事項を反映のうえで一括して記載したものであり、変更及び追加箇所については_____ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

「事業等のリスク」

以下において、当社及び当社グループの事業その他に関して投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項について記載しております。当社グループでは、これらのリスクを認識した上で、事態の発生回避及び発生した場合の対応に努めております。なお、本項において、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日（2026年3月2日）現在において判断したものであります。

本項においては、当社の傘下生命保険子会社である太陽生命保険株式会社（以下「太陽生命」といいます。）、大同生命保険株式会社（以下「大同生命」といいます。）及びT&Dフィナンシャル生命保険株式会社（以下「T&Dフィナンシャル生命」といいます。）の3社を「生命保険会社3社」、「生命保険会社3社」とともに当社が直接保有している「T&Dユナイテッドキャピタル株式会社」（以下「T&Dユナイテッドキャピタル」といいます。）、「T&Dアセットマネジメント株式会社」（以下「T&Dアセットマネジメント」といいます。）、「ペット&ファミリー損害保険株式会社」（以下「ペット&ファミリー損害保険」といいます。）、「株式会社All Right」（以下「All Right」といいます。）、「T&D情報システム株式会社」及び2026年4月開業予定の「T&D Investment Management North America, Inc.」を併せた9社を「直接子会社」といいます。

(1) リスク管理

① リスク管理の基本的な考え方

当社グループでは、当社がグループにおけるリスク管理の基本的な考え方を定めた「グループリスク管理基本方針」を策定し、直接子会社は当方針のもと、関連会社を含めたリスク管理体制を整備しています。

当社は、グループにおけるリスクを統括管理するためグループリスク統括委員会を設置し、統一した経済価値ベースのリスク管理指標等に基づくリスクの状況について、直接子会社から定期的及び必要に応じて報告を受け、グループ各社が抱える各種リスクの状況を把握しています。また、当社は、グループ各社のリスクの状況を取締役会に報告するとともに、必要に応じて直接子会社に対し指導・助言を行うことにより、各社におけるリスク管理を徹底し、グループ全体のリスク管理体制の強化に取り組んでいます。

② リスク管理体制

当社グループでは、生命保険事業の社会公共性等に鑑み、経営の健全性及び適切性を確保するため、リスクを的確に把握し管理していくことを経営の重要課題の一つと位置づけ、持株会社である当社の統括管理のもと、グループ各社は自己責任原則に基づき事業特性に応じて適切なリスク管理を実施しています。

③ リスクの分類と対応

当社グループでは、金融市場の混乱、巨大災害、パンデミック、気候変動、サイバー攻撃など、経営上の様々なリスクを下記のとおり分類し、リスク分類ごとに管理方針を定め、リスクの発生を防止又は一定の許容範囲内にコントロールするよう努めています。

当社及び当社グループの事業その他に関して、重要であると考えられるリスクは次のとおりです。

持株会社のリスク	事業のリスク
生命保険事業の業績への依存等に関するリスク	保険引受リスク
配当収入に関するリスク	資産運用リスク
業務範囲の拡大に伴うリスク	流動性リスク
規制変更のリスク	オペレーショナルリスク(注)
	風評リスク
	関連会社等リスク

(注) オペレーショナルリスクは、事務リスク（個人情報漏えいリスクを含みます）・システムリスク・法務リスク・労務人事リスク・災害リスクに分類して管理しています。

④ リスクの認識と評価（リスクプロファイル）

当社グループでは、リスクの多様化・複雑化に対応するため、リスクプロファイル(注)を用いて、当社グループを取り巻くリスクを網羅的に整理しています。リスクカテゴリー別にリスクを網羅的に洗い出し、当該リスクを把握・評価するとともに、各リスクの重要性、影響度、コントロール状況等を総合的に勘案し、取組事項の優先順位づけに活用し、必要に応じて経営計画等へ反映しています。なお、新たな重要なリスクの発生や、既に認識しているリスクの大きな変更、社内・業界慣行の世間からの乖離等を的確に認識・把握するため、原則として半期ごとにリスクプロファイルの見直しを行い、グループリスク統括委員会及び取締役会に報告しています。

(注)「リスクプロファイル」とは、リスクの性質、規模など各リスクの特性を表すさまざまな要素により構成されるものの総称です。

⑤ 統合的リスク管理の取組み

当社グループでは、グループを取り巻く様々なリスクをリスク種類毎に定量化し、損失発生時の影響を把握するとともに、定量化していないリスクも含めた事業全体のリスクの適切なコントロールを通じて、経営目標の達成等に繋げる統合的リスク管理に取り組んでいます。

ア. リスクの定量化

当社グループでは、資産運用リスク、保険引受リスク、オペレーショナルリスク等について、内部モデルを用いてリスクを計測しています。具体的には、これらのリスクについて、バリュエーション・アット・リスクという指標を用いて計測し、計測期間1年、信頼水準99.5%の損失額をリスク量としています。

イ. リスクコントロール

上記の通り定量化したリスク（エコノミック・キャピタル）を、経済価値ベースの資産から負債を差し引いた純資産（サープラス）の一定の範囲内にコントロールするとともに、健全性に係る監督規制も踏まえつつ、財務の健全性、資本の十分性の確保を図っています。

2025年3月末のエコノミック・キャピタルは1兆6,698億円であり、サープラス4兆511億円に対して一定の範囲内にコントロールしています。

ウ. ストレステストの実施

定量化したリスクをコントロールしつつ、定量化で捉えきれないリスクにも適切に対応できるよう、幅広くリスクの把握に努めています。幅広く洗い出したリスクや、金融市場の大幅な悪化、大規模災害等、想定を上回る大きなショックが発生した場合の影響を確認するため、ストレステストを実施しています。ストレステストの結果を分析し、事前に対応策等を確認することにより、様々な局面においても健全性を維持できる態勢を構築しています。

(2) 持株会社のリスク

① 生命保険事業の業績への依存等に関するリスク

当社グループは、生命保険事業を主たる事業とする生命保険会社3社の業績に大きく依存しております。そのため、生命保険会社3社の経営状況が大きく変動した場合、又は生命保険会社3社の役割及び位置付けに大きな変更が生じた場合等は、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。生命保険会社3社の業績については、当社取締役会等において予算実績差異管理や経営計画等の進捗状況をモニタリングするとともに、必要な助言・支援を実施しております。また、「事業ポートフォリオの多様化・最適化」をグループ長期ビジョンの成長戦略の柱の1つに掲げ、推進しております。

② 配当収入に関するリスク

当社の収入の大部分は、当社が直接保有している生命保険会社及びT&Dユニテッドキャピタルが当社に対して支払う配当となっております。このうち生命保険会社については、一定の状況下で、保険業法及び会社法上の規制等により、生命保険会社が当社に支払うことができる配当の金額が制限される場合があります。また、生命保険会社が十分な利益を計上することができず、当社に対して配当を支払えない状況が生じた場合等には、当社は配当を支払えなくなるおそれがあります。

こうしたリスクに対し、生命保険会社の財務の健全性に関するリスクを適切にコントロールするとともに、予算実績差異管理や経営計画等の進捗状況に係るモニタリング等を通じて生命保険会社が当社に対して支払う配当の財源が確保できるよう管理しております。

また、2025年3月期分より、T&Dユニテッドキャピタルからの配当が実施されており、配当財源の多様化に寄与しています。

③ 業務範囲の拡大に伴うリスク

当社グループは、今後も持株会社の利点を活かし、法令その他の条件の許す範囲内で、生命保険事業以外の分野に業務範囲を広げていくことを検討しております。当社グループは、拡大する業務範囲について全く経験がないか、限定的な経験しか有していないことがあります。また、業務範囲の拡大が進展しないか、又は当該業務の収益性が悪化した場合等には、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。業務範囲の拡大にあたっては、生命保険事業に親和性のある分野を対象にするとともに、当該業務に経験がある団体・企業との提携・協業を通じて事業を推進することで、リスクの抑制を図っております。また、実施計画を事前に検証し、実施後は適宜、モニタリングすることで、適切にリスクコントロールを実施しております。

④ 規制変更のリスク

当社及び当社グループの事業は、保険業法によって規制され、金融庁による監督を受けております。また、その他の規制(法令、実務慣行、解釈運用及び財政政策等の影響を含みます)の制約の下で業務を遂行しております。そのため、将来における規制の変更及びそれらによって発生する事態が、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。法令・規制改正情報を継続的に確認し、当社グループの事業運営に与える影響が大きいと想定される変更については、グループ各社と情報を連携しながら影響を検証・対応する態勢としております。

(3) 事業のリスク

直接子会社における主なリスクは以下のとおりです。これらのリスクは当社グループの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があり、特に、生命保険事業における保険引受リスク及び資産運用リスクの影響が大きいと考えております。

① 生命保険事業のリスク

ア. 保険引受リスク

経済情勢や保険事故の発生率等が、保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクであり、感染症の拡大等により保険金や給付金等の支払いが急増するリスクも含まれます。

当社グループでは、保険引受が長期にわたって経営に重大な影響を与えることを認識したうえで、保険引受リスクの把握・分析・評価を行い、適切なリスクコントロールを行っています。

保険料の検討段階では、経済情勢の変化や保険事故発生率等の推移を考慮した適切な保険料が設定されてい

ることを検証するとともに、ご加入者の公平性・モラルリスク防止の観点から、保険商品の特性に応じた適切な引受基準を設定しています。販売開始後は、保険事故の発生率等の実績の分析や、責任準備金の積立に関する適切性や十分性の確認を定期的に行い、必要に応じて保険商品の販売方針、引受基準及び保険料率の変更等の措置を講じています。

大規模災害や感染症の大流行が発生した場合に多額の保険金等の支払いが発生するリスクに対して、保険業法に基づく危険準備金を積み立てておりますが、この準備金が実際の保険金等の支払いに十分でない場合、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

また、当社グループは、再保険契約を活用しております。再保険契約はカウンターパーティー・リスク（再保険会社の信用リスク）を有しており、カウンターパーティーに債務不履行が生じた場合には、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があるため、出再先の健全性に関するアラーム管理、カウンターパーティーの債務不履行時に担保される金額の設定及び再保険の取引量のコントロール等により、カウンターパーティー・リスクを適切に管理しております。

イ. 資産運用リスク

資産運用リスクは、市場リスク、信用リスク及び不動産投資リスクに分類し、それぞれの資産特性に応じて適切なリスクコントロールを行っています。

i 市場リスク

金利、有価証券等の価格、為替等の様々なリスクファクターの変動により、保有する資産・負債（オフバランス資産を含む）の価値が変動することにより損失を被るリスクをいいます。

ii 信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失することにより損失を被るリスクをいいます。

iii 不動産投資リスク

賃貸料等の変動等を要因として不動産に係る収益が減少する、又は市況の変化等を要因として不動産価格自体が減少することにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、グループ全体での特定の業種・グループ等に対する与信集中の状況や、問題債権の管理・回収状況等についてモニタリングを行っています。

ウ. 流動性リスク

流動性リスクは、資金繰りリスクと市場流動性リスクに区分されます。

i 資金繰りリスク

事業収支の悪化、巨大災害での資金流出等により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

ii 市場流動性リスク

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当社グループでは、生命保険会社3社が資金繰りの状況をその逼迫度に応じて区分したうえで、各区分に応じた管理方法を定め、一定の流動性を確保するとともに、資金調達のために資産の流動化を円滑に行えるよう体制を整備することにより適切なリスクコントロールを行っています。

エ. オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクは、事務リスク（個人情報の漏えいリスクを含みます）・システムリスク・法務リスク・労務人事リスク・災害リスクに分類して管理しております。

i 事務リスク

役職員等が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正・情報漏洩等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。当社グループでは、すべての業務に事務リスクが存在することを認識し、グループ各社ごとに事

務リスクの管理体制を整備することにより事務リスクの発生防止・軽減に努めています。

また、個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」及びその特別法である「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等に対応し、個人情報保護に関する方針や個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)の制定、各種規程・マニュアルの整備、個人情報保護に関する統括推進組織の設置、教育・研修の実施等を通じて、個人情報の保護・情報セキュリティ管理の徹底等に努めるなど、細心の注意を払っております。

万一、個人情報が漏洩した場合には、当社グループへの社会的信用、評判、ひいては当社グループの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

ii システムリスク

コンピュータシステムのダウンや誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、又はコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。当社グループでは、すべての業務を取扱うシステムに、システムリスクが存在することを認識し、システムリスクの管理体制を整備することにより、システムリスクの発生防止・軽減、及びリスク発生時の損失の極小化に努めています。

また、ファイアウォールやウィルス対策ソフト等による不正侵入・不正使用防止等のサイバーセキュリティ対策等を講じ、コンピュータシステムの安定稼働の確保に努めています。

システムに重大な障害が発生した場合には、各種業務において支障をきたすとともに、当社グループへの信頼が損なわれ、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

iii 法務リスク

諸法令等の遵守を怠ること等により損失を被るリスクをいいます。当社グループでは、コンプライアンスを推進することにより、リスクの発生防止に努めています。また、訴訟等の紛争が生じることにより損害賠償費用等の損失を被る懸念が生じた場合は、弁護士等と連携することなどにより早期解決を図り、損失の極小化に努めています。

当社グループは、「T&D保険グループCSR憲章」、「T&D保険グループコンプライアンス行動規範」及び「T&D保険グループコンプライアンス態勢整備基本方針」を制定のうえ、役職員に周知し、コンプライアンスの推進に取り組んでおります。また、当社及び直接子会社では、コンプライアンスに関する具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を事業年度ごとに策定・実施し、コンプライアンスの徹底を図っているほか、業務遂行において遵守すべき法令等の解釈などを具体的に解説した「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、手引書及び研修教材として活用しております。さらに、内部通報制度として「T&D保険グループヘルプライン」を設置し、グループ内のすべての役職員からコンプライアンス違反等の通報を受け付け、早期発見・未然防止に取り組んでおります。

これらの取組みにもかかわらず、今後当社グループの役職員により、法令・諸規則の違反、詐欺的行為その他不適切な行為等が行われ、それに伴う処分や訴訟提起など、法令等違反に起因した様々な問題が生じた場合には、当社グループの社会的信用、評判、ひいては当社グループの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

iv 労務人事リスク

雇用問題、労務管理、人材流出、人権問題等、労務・人事上のトラブルの発生防止を含む、人的資本投資への対応が不十分な場合により損失を被るリスクをいいます。当社グループでは、労務人事リスクの存在を認識し、労務人事リスクの管理体制を整備することにより、労務人事リスクの発生防止・軽減に努めています。

v 災害リスク

大規模災害等に対する予防対策、あるいは発生時の緊急措置体制が整備されていないことにより損失を被るリスクをいいます。

当社グループでは、大地震や風水害等の災害や、感染症の流行を想定し、予防対策及び発生時の緊急対応体制を整備することにより、災害リスクの発生防止・軽減に努めています。

オ. 風評リスク

当社グループ又は生命保険業界に関する悪評・信用不安情報等が保険契約者、投資家、マスコミ、インターネット、その他社会一般等に広がり、株価の下落、グループ各社の業績に悪影響が生じる等の事態が発生することにより損失を被るリスクをいいます。当社グループでは、風評リスクに関する情報、噂の収集を図るとともに、風評に接した場合の対応・報告体制を明確にすることにより、風評リスクの発生防止・軽減に努めています。

カ. 関連会社等リスク

直接子会社の子会社・関連会社及び事業投資先において収支が悪化あるいは各種リスクが顕在化すること等により損失を被るリスクをいいます。当社グループでは、生命保険会社3社等の子会社・関連会社及び事業投資先における収支の状況、各種リスクの発生状況を把握し、適切なリスクコントロールを行っています。

なお、グループの関連会社の子会社である再保険会社（Fortitude International Reinsurance Ltd. 等）に対する当社グループの生命保険会社3社による再保険の実施に伴い、当該再保険会社に対するカウンターパーティー・リスクは拡大しておりますが、T&Dユナイテッドキャピタル及び生命保険会社3社におけるリスク管理に加え、グループ全体の再保険取引量の上限定や担保設定等に基づくモニタリング等により、リスクを適切に管理しております。

キ. その他

i 競合について

a 生命保険会社の状況

◇競合する生命保険会社

国内で「生命保険業免許」又は「外国生命保険業免許」を受けている会社は、当社グループの生命保険会社3社を含めて、合計41社あります(2025年3月末現在)。これらの保険会社は、生命保険契約を募集・維持管理する上においてはすべて当社グループと競合関係にあるといえ、これらの会社との競争が激化することにより、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

◇生命保険業界の動向

少子高齢化の進展や労働力人口の減少等により、将来的には新契約高や保有契約高が減少する可能性があります。その中にあって、新たなチャネルを有する保険会社の新規参入や様々な形態での業界再編、戦略的提携が行われており、今後さらに国内市場における業界再編等が進展する可能性があります。また、自由化・規制緩和の動きが今後も進むことが予想されます。その結果、生命保険の商品価格、サービス面等の競争激化が予想され、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

b 生命保険事業における競合関係

民間生命保険会社が提供する生命保険と類似する機能を持つものとして、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会及び全国生活協同組合連合会等による生命共済等があり、生命保険会社3社が従事している生命保険事業と競合関係にあります。

また、金融機能に関わる分野では、企業年金資産の管理及び運用等の受託については主として信託銀行と、その資産運用の受託については主として投資顧問会社と競合関係にあります。

他社と競合関係にある事業について、生命保険会社3社の競争力が低下した場合は、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

ii 生命保険契約者保護機構に係る負担金について

生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます)は、生命保険会社が破綻した場合の保険契約者の保護を充実させるため、保険業法に基づいて、1998年12月に設立された法人であり、国内で営業を行うすべての生命保険会社(外国保険会社の日本支店を含みます)が会員として加入しております。保護機構は、保険

契約者等のための相互援助制度として、生命保険会社が破綻した場合に、破綻生命保険会社の保険契約の移転等における資金援助、承継生命保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助及び保険金請求権等の買取り等を行います。保護機構が行う破綻生命保険会社に係る資金援助等の財源は、会員各社の負担金からまかなうこととなっております。ただし、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合で、会員各社の負担金だけで資金援助等の対応ができない場合には、国から保護機構に対して補助金を交付することが可能とされております。会員は保護機構に対して負担金を保護機構の定款に定める基準により上限額に達するまで毎年納付しており、支出した年度毎に事業費として計上しております。

なお、保険契約者保護資金の残高が上限額に達しているに伴い、現在は保険契約者保護資金への負担金の拠出は停止されていますが、前記のとおり保護機構からの資金援助を要する生命保険会社の破綻が生じた場合等には当社グループの負担額が増加する可能性があります。

iii 繰延税金資産について

当社グループは、日本の会計基準に基づき、将来の税金負担額の軽減効果を有すると見込まれる額を繰延税金資産として納税主体毎に繰延税金負債と相殺したうえで連結貸借対照表に計上しております。繰延税金資産の計上は、将来の課税所得の見積りに関する前提を含め様々な前提に基づいており、実際の課税所得は前提とは異なる可能性があります。また、今後、会計基準等の変更や、当社グループの将来の課税所得の見積額の変更等により、当社グループの繰延税金資産の一部又は全部の回収が困難であると当社グループが判断した場合、当社グループは、繰延税金資産の計上額を減額する可能性があります。なお、法人税制の改正により、法定実効税率が引き下げとなった場合には、繰延税金資産の計上額を減額することとなります。それらの結果、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

iv 格付けについて

生命保険会社の保険金支払能力等に対して、格付機関が格付けを付与しております。今後、生命保険会社3社の支払余力、収益力、資産の質等の悪化により保険金支払能力格付け等が引き下げられた場合又は引き下げの検討を行うことが公表された場合、新契約の減少や解約の増加等により、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

② その他事業のリスク

ア. アセット・マネジメント事業に関するリスク

当社は、直接子会社であるT&Dアセットマネジメントを通じて、第二種金融商品取引業や投資運用業、投資助言・代理業により、国内外の年金・機関投資家及び個人投資家に資産運用サービスを提供しております。これらのサービスの対価である委託者報酬や運用受託報酬は、投資家より受託した運用資産の残高に基づいているため、市場価格の変動、又は解約が増加するなどにより運用資産残高が減少する場合には、同社の収入が減少し、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

運用資産残高は、同社の執行役員会、取締役会での月次報告等により現状を把握し、リスク発生の予兆把握又は影響軽減等の管理に努めております。また、持株会社である当社においても、四半期毎に経営計画進捗状況についての定量面、定性面を含めたモニタリングを行っております。

イ. 損害保険事業に関するリスク

当社は、直接子会社であるペット&ファミリー損害保険を通じて、ペット保険事業を営んでおります。同社の市場は拡大傾向にあり、今後も成長ポテンシャルを有していると考えていますが、一方で近年支払保険金の増加傾向が継続しており、収支の圧迫要因となっています。当社は同社の財務基盤強化を目的として、2021年12月に17億円の資本増強を実施しました。今後も同社の財務基盤の強化又は事業拡大のための支援のために、同社への追加投資、その他の経営資源の投入が必要となる可能性があります。また、他社との競合が激しくなった場合、若しくはペット保険への需要が減少した場合、又はペットの伝染病発生等により損害率が上昇した場合には、同社の収益が悪化し、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

同社の業績及び財務健全性の基準であるソルベンシー・マージン比率の状況に関しては毎月、また、保険引受リスクに関しては四半期ごとに、同社取締役会等の会議体において確認しており、それらの情報は当社に報

告されております。実績が予算に対して著しく悪化している場合には、適宜必要な対応策を講じることとしております。

ウ. クローズドブック事業に関するリスク

クローズドブックとは、新規引受を停止した保険商品の保有契約ブロックを指します。また、クローズドブック事業とは、他の保険会社が事業環境の変化等に応じて事業戦略・商品ポートフォリオを見直した結果として分離されるクローズドブックを取得・集約し、事業の効率化等による価値向上の取組みを通じて収益を獲得する保険会社の事業形態・ビジネスモデルです。なお、欧米では、事業環境の変化等に応じた事業戦略・商品ポートフォリオの見直しの一環として、クローズドブック取引の市場が普及しており、大きな市場となっております。

当社は、直接子会社であるT&Dユナイテッドキャピタルを通じて、クローズドブック専門保険会社であるFGH Parent, L.P.（以下「フォーティテュード社」といいます。）を当社の持分法適用の関連会社としております。

フォーティテュード社において、新たなクローズドブックの取得が順調に進捗しない場合や、保険・運用収支が悪化した場合等には、フォーティテュード社の収益が減少し、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

そのため、当社グループでは、T&Dユナイテッドキャピタルの北米拠点であるT&D United Capital North America Inc.からフォーティテュード社へ取締役を派遣するなど、フォーティテュード社事業への直接的関与・牽制・モニタリングを行うとともに、グループの知見を活用した継続的なリスク管理態勢の強化を行っています。

なお、フォーティテュード社は、ALM（アセット・ライアビリティ・マネジメント）を通じて経済価値ベースの企業価値及び規制上の健全性の安定化を図っておりますが、米国会計基準を採用していることから、会計上は、子会社で保有している再保険貸資産（再保険取引に関連して元受保険会社に留め置かれている社債等に対する債権）等の時価変動を当期の損益として認識する一方で、再保険貸資産に対応する保険負債については対応する資産との間で評価方法に相違（例えば、金利上昇局面では計算前提となる割引率の見直しを行わない等）があり、市場の変動によっては、会計上の利益に一時的な影響を与える場合があります。

そのため、親会社株主に帰属する当期純損益に対し、市場変動等により会計上生じる経済実態を伴わない損益や負債内部留保の超過繰入（戻入）額を調整した「グループ修正利益」をグループの経営実態を表す当社独自の指標として導入しています。

また、当社は、フォーティテュード社への出資に次ぐクローズドブック事業投資の「もう一本の柱」として、ドイツの生命保険会社であるViridium Group GmbH & Co. KG（以下「ヴィリディウム社」といいます。）を2025年8月1日付で当社の持分法適用関連会社としております。

ヴィリディウム社は、ドイツにおいて生命保険に特化したクローズドブック事業を営んでおり、取得したクローズドブックを先進的なIT・オペレーション基盤に統合することによる効率性改善等を通じて、保険契約者にメリットを提供するとともに安定的な株主リターンをこれまで実現してきております。

ただし、今後、ヴィリディウム社において新たなクローズドブック取得が順調に進捗しない場合や、保険・運用収支が悪化した場合、IT・オペレーションを含む経営効率化が想定通り進まない場合等には、ヴィリディウム社の収益が減少し、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

そのため、ガバナンス上の諸権利を活用したヴィリディウム社事業への関与・牽制・モニタリングを通じた継続的なリスク管理を実施いたします。

エ. 少額短期保険事業に関するリスク

当社の直接子会社であるAll Rightは、同社の提携先顧客等の多様なニーズに対応する新たな保険商品の開発・提供を目的として、2025年4月1日にアフラック生命保険株式会社より「アフラックペット少額短期保険株式会社」のすべての発行済株式を取得いたしました（同日付で「株式会社All Right少額短期保険」に商号変更）。

ペット保険について、株式会社All Right少額短期保険（以下「All Right少額短期保険」といいます。）は新規の募集を行っておりませんが、既契約の損害率が高く、経常損失を計上していることから、2025年3月7

日に前株主のアフラック生命保険株式会社より13億円の増資を受け、財務基盤を強化しております。

なお、ペット保険の既契約は2025年10月31日をもって更新（保険期間1年）を終了していることから、既契約がAll Rightの収支に与える影響は限定的と考えております。また、既契約者が希望される場合は、当社の直接子会社であるペット&ファミリー損害保険の商品に無選択で加入可能としておりますが、加入プランを限定するなどにより、同社の収支に与える影響も限定的と考えております。

All Right少額短期保険の保険引受リスク及び収支の状況は、定期的に同社取締役会等に報告されるとともに、親会社であるAll Rightを通じて当社でもモニタリングすることとしており、財務状況に応じて適宜必要な対応策を講じることとしております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社T&Dホールディングス 本店

(東京都中央区日本橋二丁目7番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 株式会社T & Dホールディングス

代表者の役職氏名 代表取締役社長 森山 昌彦

- 1 当社では1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社の発行する株券は、東京証券取引所に上場されております。
- 3 当社の発行済株券は、3年平均上場時価総額が250億円以上であります。

1, 121, 269百万円

(参考)

(2022年3月31日の上場時価総額)

東京証券取引所 における最終価格		発行済株式総数		
1, 671. 0円	×	589, 000, 000株	=	984, 219百万円

(2023年3月31日の上場時価総額)

東京証券取引所 における最終価格		発行済株式総数		
1, 641. 0円	×	589, 000, 000株	=	966, 549百万円

(2024年3月29日の上場時価総額)

東京証券取引所 における最終価格		発行済株式総数		
2, 597. 5円	×	544, 000, 000株	=	1, 413, 040百万円

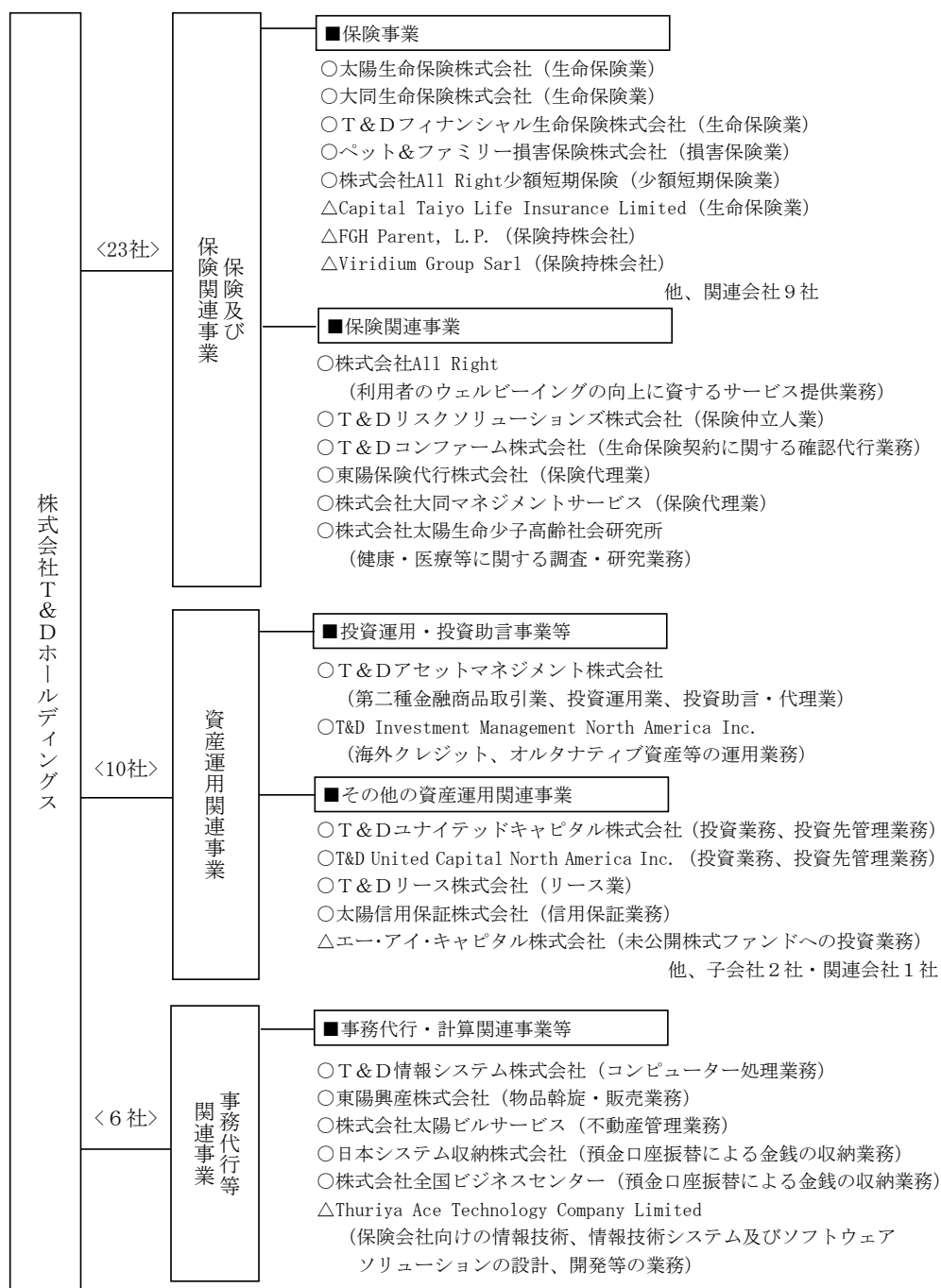
(注) 2024年3月31日は取引休業日であるため、その直前取引日である2024年3月29日の東京証券取引所における最終価格で計算しております。

事業内容の概要および主要な経営指標等の推移

1 【事業内容の概要】

当社グループは2026年1月31日現在、当社、子会社24社及び関連会社15社により構成されており、生命保険業を中心に、以下の業務を行っております。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。



凡例 ○：連結子会社 △：持分法適用の関連会社

2【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日	自 2021年 4月1日 至 2022年 3月31日	自 2022年 4月1日 至 2023年 3月31日	自 2023年 4月1日 至 2024年 3月31日	自 2024年 4月1日 至 2025年 3月31日
保険料等収入 (百万円)	1,783,369	1,781,952	2,178,203	2,474,555	2,579,821
資産運用収益 (百万円)	453,706	476,904	500,793	642,076	488,335
保険金等支払金 (百万円)	1,308,157	2,174,187	2,547,969	2,165,126	2,968,213
経常利益又は 経常損失 (△) (百万円)	174,649	57,029	△74,144	159,809	198,595
契約者配当準備金繰入額 (百万円)	24,429	24,284	22,378	25,050	25,917
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	108,512	14,180	△132,150	98,777	126,411
包括利益 (百万円)	418,061	△36,079	△335,943	493,358	△13,361
純資産額 (百万円)	1,501,796	1,389,506	993,681	1,409,926	1,306,829
総資産額 (百万円)	17,826,238	17,813,408	16,773,877	17,207,110	16,619,009
1株当たり純資産額 (円)	2,530.07	2,461.66	1,803.27	2,648.22	2,540.17
1株当たり 当期純利益金額又は 当期純損失金額 (△) (円)	181.54	24.39	△237.31	183.13	241.72
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	181.34	24.36	—	183.01	241.60
自己資本比率 (%)	8.4	7.8	5.9	8.2	7.8
自己資本利益率 (%)	8.3	1.0	△11.2	8.3	9.3
株価収益率 (倍)	7.9	68.5	—	14.2	13.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	500,485	△396,882	△307,631	262,754	△359,867
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△261,463	283,196	665,960	△180,245	94,269
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△72,125	△57,747	△106,580	△79,227	△87,340
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	1,085,565	915,275	1,165,567	1,172,006	823,096
従業員数 (内務職員) (営業職員) (名) [外、平均臨時従業員]	7,373 12,242 [995]	7,409 12,236 [960]	7,420 12,596 [987]	7,459 12,949 [945]	7,599 13,297 [884]

(注) 1 従業員数は、就業人員数を記載しております。

2 Fortitude Group Holdings, LLC (以下、「旧フォーティテュード社」) におけるグループ組織再編に伴い、米国会計基準上、旧フォーティテュード社において、2020年6月2日に遡って同社の負債が新たな計算方式で再評価されており、第17期に係る各数値は当該取扱いを反映した遡及適用後の数値を記載しております。

3 第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

4 第19期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失のため、記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日	自 2021年 4月1日 至 2022年 3月31日	自 2022年 4月1日 至 2023年 3月31日	自 2023年 4月1日 至 2024年 3月31日	自 2024年 4月1日 至 2025年 3月31日
営業収益 (百万円)	44,136	132,007	51,827	110,298	87,829
経常利益 (百万円)	39,424	126,932	46,426	103,988	80,329
当期純利益 (百万円)	39,277	126,842	46,273	103,918	79,400
資本金 (百万円)	207,111	207,111	207,111	207,111	207,111
発行済株式総数 (千株)	633,000	589,000	589,000	544,000	544,000
純資産額 (百万円)	736,345	787,217	774,933	803,282	794,563
総資産額 (百万円)	913,299	957,122	985,650	1,000,720	984,941
1株当たり純資産額 (円)	1,246.11	1,401.80	1,415.35	1,514.97	1,551.00
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	46.00 (22.00)	56.00 (28.00)	62.00 (31.00)	70.00 (35.00)	80.00 (40.00)
1株当たり 当期純利益金額 (円)	65.71	218.13	83.10	192.66	151.83
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	65.64	217.92	83.02	192.54	151.75
自己資本比率 (%)	80.5	82.2	78.6	80.2	80.6
自己資本利益率 (%)	5.3	16.7	5.9	13.2	9.9
株価収益率 (倍)	21.7	7.7	19.7	13.5	20.9
配当性向 (%)	70.0	25.7	74.6	36.3	52.7
従業員数 [外、平均臨時従業員] (名)	118 [4]	117 [5]	123 [6]	129 [8]	160 [8]
株主総利回り (比較指標：TOPIX [配当 込]) (%)	166.5 (142.1)	200.6 (145.0)	204.2 (153.4)	320.3 (216.8)	394.6 (213.4)
最高株価 (円)	1,532.0	1,856.0	2,187.0	2,783.5	3,358.0
最低株価 (円)	798.0	1,274.0	1,327.0	1,620.0	2,005.0

(注) 1 従業員数は、就業人員数を記載しております。

2 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。